イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BC令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BC令7　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01821
イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

BDn　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和 5 年度から令和 7 年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和 5 年度から令和 7 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BE令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BE令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BE令7　ア　令和 7 年度市場公募都市に係るもの　0.01821
イ　令和 7 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

BFn　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（小学校費

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BC令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BDn　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和 5 年度及び令和 6 年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和 5 年度及び令和 6 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

BE令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808
イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BE令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01175
イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BFn　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、財源対策債、平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債及び符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）（小学校費